

愛川町庁舎のあり方検討委員会設置要綱（案）

（設置）

第1条 愛川町庁舎(以下「庁舎」という。)の今後のあり方等について検討するため、愛川町庁舎のあり方検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 庁舎の現状分析及び今後のあり方に関すること。
- (2) 庁舎の建設に関すること。
- (3) その他委員長が必要と認める事項

（組織）

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は、副町長をもって充てる。
- 3 副委員長は、財務部長をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

（運営）

第4条 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、又は他の方法で意見を聴くことができる。

（庶務）

第5条 委員会の庶務は、庁舎管理主管課において処理する。

（委任）

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 年 月 日から施行する。

別表（第3条関係）（案）

委 員	備 考
副町長	委員長
教育長	
財務部長	副委員長
総務部長	
民生部長	
環境経済部長	
建設部長	
教育次長	
消防長	
政策秘書課長	
総務課長	
財政課長	